

一般競争入札訂正公告

平成29年7月6日付で公告した「産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備」について、添付の総合評価基準の別紙 評価項目及び得点配分基準と加点付与基準を訂正します。

平成29年7月19日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所長

加藤重治

| 「産業の研究開発に関する基盤的なデータ整備」 | | | | | |
|--|-------------------------------|--------|--|-----|----|
| 評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目） | | | | | |
| 区分 | 評価項目（要求要件） | | | 基礎点 | 加点 |
| ● | 1. 調査業務の実施方針 | | | 25 | 25 |
| | 1-1. 調査内容の妥当性、独創性 | | | 10 | 10 |
| | ＊ | 1-1-1. | 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。） | 5 | 10 |
| | ＊ | 1-1-2. | 偏った調査内容となっていないこと。 | 5 | |
| | 1-2. 調査方法の妥当性、独創性 | | | 10 | 10 |
| | ＊ | 1-2-1. | 調査の対象選定・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。） | 5 | 10 |
| | ＊ | 1-2-2. | 調査項目・調査手法が明確であること。 | 5 | |
| | 1-3. 作業計画の妥当性、効率性 | | | 5 | 5 |
| | ＊ | 1-3-1. | 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。） | 5 | 5 |
| | 2. 組織の経験・能力 | | | 15 | 12 |
| | 2-1. 組織の類似調査業務の経験 | | | 5 | 4 |
| | ＊ | 2-1-1. | 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。） | 5 | 4 |
| | 2-2. 組織の調査実施能力 | | | 10 | 4 |
| | ＊ | 2-2-1. | 業務を実施する人員が確保されていること。 | 5 | |
| | | 2-2-2. | 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。 | | 4 |
| | ＊ | 2-2-3. | 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。 | 5 | |
| | 2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制 | | | | 4 |
| | | 2-3-1. | 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。 | | 4 |
| | 3. 業務従事予定者の経験・能力 | | | 10 | 10 |
| | 3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験 | | | 5 | 5 |
| | ＊ | 3-1-1. | 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。） | 5 | 5 |
| | 3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性 | | | 5 | 5 |
| | ＊ | 3-2-1. | 調査内容に関する知識・知見を有していること。 | 5 | |
| | | 3-2-2. | 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。 | | 5 |
| | 4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | | | | 3 |
| | 4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組 | | | | |
| | | 4-1-1. | 以下のいずれかの認定等があること。（ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 | | 3 |
| | 合 計 | | | 50 | 50 |
| 注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2） | | | | | |

| 「産業の研究開発に関する基礎的なデータ整備」加付点与基準 | | 評価 | 優れている | やや優れている |
|--|-----|-----|-------|---------|
| 加付点評価項目 | 加付点 | | | |
| 1. 調査業務の実施方針 | | | | |
| 1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について | 10 | 6 | 2 | |
| 1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について | 10 | 6 | 2 | |
| 1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について | 5 | 3 | 1 | |
| 2. 組織の経緯・能力 | | | | |
| 2-1-1. 類似調査の実績内容について | 4 | 2 | 1 | |
| 2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について | 4 | 2 | 1 | |
| 2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について | 4 | 2 | 1 | |
| 3. 業務従事予定者の経緯・能力 | | | | |
| 3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について | 5 | 3 | 1 | |
| 3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて | 5 | 3 | 1 | |
| 4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | | | | |
| 4-1-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組について | | | | |
| ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるほし認定企業）等 | | | | |
| ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） | | 1 | | |
| ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） | | 2 | | |
| ・ 認定段階3 | | 3 | | |
| ・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ） | | 0.5 | | |
| ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） | | | | |
| ・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定） | | 1 | | |
| ・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定） | | 1.5 | | |
| ・ プラチナくるみん認定 | | 2 | | |
| ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 | | | | |
| ・ ユースエール認定 | | 2 | | |
| ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加付する。 | | | | |

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加付を行う。